



2020年10月16日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 眞野 定也  
(コード：2721 東証ジャスダック)  
問合せ先 取締役 中山 宏一  
(TEL 03-6430-3461)

**第三者割当による新株式及び第4回新株予約権発行  
並びに募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に係る  
払込完了のお知らせ**

当社は、2020年9月30日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式の発行（以下、「本新株式発行」といいます。）及び第4回新株予約権発行並びに募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関し、本日、発行金額全額の払込が完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株式発行の概要

(1) 発行新株式数	1,600,000 株
(2) 発行価額	1 株につき 295 円
(3) 発行価額の総額	金 472,000,000 円
(4) 増加する資本金及び資本準備金	資本金 金 236,000,000 円 資本準備金 金 236,000,000 円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(6) 申込期日	2020年10月16日
(7) 払込期日	2020年10月16日
(8) 割当先及び割当株式数	有限会社アースマテリアル 550,000 株 濱田 雄史 520,000 株 株式会社エスティエンジニアリング 430,000 株 川口 博 100,000 株

2. 本新株式発行による発行済株式総数及び資本金の額の推移

増資前の発行済株式総数	2,733,500 株 (増資前資本金 100,000,000 円)
増資による増加株式総数	1,600,000 株 (増加資本金 236,000,000 円)
増資後の発行済株式総数	4,333,500 株 (増資後資本金 336,000,000 円)

3. 第 4 回新株予約権の概要

(1) 割当日	2020 年 10 月 16 日
(2) 新株予約権数	8,000 個 (新株予約権 1 個につき 100 株)
(3) 発行価額	新株予約権 1 個あたり 419 円 (新株予約権の払込総額 3,352,000 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	800,000 株
(5) 資金調達の額	239,352,000 円 (内訳) 新株予約権発行による調達額： 3,352,000 円 新株予約権行使による調達額： 236,000,000 円
(6) 行使価額	1 株当たり 295 円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 行使期間	2020 年 10 月 16 日から 2022 年 10 月 14 日まで
(9) 割当先及び割当新株予約権数	有限会社アースマテリアル 2,750 個 濱田 雄史 2,600 個 株式会社エスティエンジニアリング 2,150 個 川口 博 500 個

なお、本新株式発行及び第 4 回新株予約権発行に関する詳細につきましては、2020 年 9 月 30 日付「第三者割当により発行される新株式及び第 4 回新株予約権の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

4. 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の概要

(1) 割当日	2020 年 10 月 16 日
(2) 新株予約権数	2,700 個 (新株予約権 1 個につき 100 株)
(3) 発行価額	新株予約権 1 個あたり 651 円 (新株予約権の払込総額 1,757,700 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	270,000 株
(5) 資金調達の額	90,047,700 円 (内訳) 新株予約権発行による調達額： 1,757,700 円 新株予約権行使による調達額： 88,290,000 円
(6) 行使価額	1 株当たり 327 円

(7) 行使期間	2020年10月16日から2022年10月14日まで
(8) 割当先及び割当新株予約権数	当社取締役3名：2,500個 当社従業員2名：200個
(9) 行使条件	<p>①本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社子会社、または当社関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>②本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも500円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>③本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り本新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>

なお、募集新株予約権（有償ストック・オプション）の詳細につきましては、2020年9月30日付「第三者割当により発行される新株式及び第4回新株予約権の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

以上